

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への

指導監督等に関する有識者会議

第7回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○橋口課長補佐 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、第7回「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、援護企画課の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、浅村構成員、竹内構成員が所用により御欠席となっております。

また、犬伏構成員につきましては、電車遅延により、おくれて御参加になります。よろしくお願いいたします。

オブザーバーとして御参加いただいております、日本戦没者遺骨収集推進協会からは竹之下専務理事に、日本遺族会からは、ちょっとおくれていらっしゃいますが、畔上専務理事に御参加いただくということになっております。

事務局の出席者については、座席図のとおりでございますので、そちらをごらんください。

大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、撮影はこれ以後御遠慮いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

(カメラ撮影終了)

○橋口課長補佐 それでは、資料の確認をお願いいたします。

座席図、議事次第、資料の1-1、資料1-2、それから資料の2を用意してございます。

資料の配付漏れ等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、戸部座長、進行をお願いいたします。

○戸部座長 それでは、議事に入っていきます。

今、橋口さんから御説明がありましたが、本日の議題は、いわゆる調査チームの報告書ができましたので、それについて、主査の熊谷先生から御説明をいただくこと。

それが終わりましたら、その他といたしまして、資料2につきまして事務局のほうから御説明をいただくと、こういう段取りになっております。

それでは、資料1-1、1-2につきまして、調査チームの熊谷構成員から御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○熊谷構成員 構成員の熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

今、座長のほうからお話がありまして、調査チームのほうで調査を行ってまいりまして、その報告書を作成いたしましたので、本日、大部ではございますけれども、説明をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1-1、こちらが報告書の本体ということになっています。

それから、1-2がその概要版ということになっていますが、きょうの報告のほうは、なるべく報告書のほうを使いながらお話をしてまいりたいと思っております。

かなり大部になっております。1ページ開けていただきますと、目次ということになっておりまして、この報告書の構成がわかるような形になっております。

最初の第1章の関係は、調査チームとその調査の概要ということでまとめております。調査チームの目的ということになりますと、3ページのほうに記載があります。

過去のDNA鑑定人会議で、日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘されたにもかかわらず、担当部署が対応していなかったことについて、本有識者会議のもとに、いわゆる専門技術チームと調査チームが設置されているところであります。

本日は、この調査チームのほうの調査結果ということになります。

調査チームの目的なのですが、これは戦没者遺骨収集等事業の適正実施の観点から、厚生労働省に対して専門的見地から意見及び助言を述べることを目的としている本有識者会議が、厚生労働省に対する意見を提出するに当たり、参考となる事実関係及び評価を調査することを目的としております。

具体的な調査事項そのものは、添付の資料の2のほう、添付というのは報告書の添付のところの資料の2というところになっているのですけれども、こちらのほうに概要は記載されておるとおりであります。

そういう意味で、本有識者会議のほうのいろいろな提言に役立てていただくための調査事項というような形になっております。

調査チームの調査事項については、3ページの中段に書いてあるとおりでありまして、ロシアの9埋葬地に係るDNA鑑定人会議での指摘、それから、フィリピンに係るDNA鑑定人会議での指摘ということでありまして、もともと、ロシアの9埋葬地についての調査ということを目的にしていたのですけれども、調査の過程の中で、フィリピンについても若干疑義が出てくる事案があったものですから、そちらのほうについても対象とすることにしたということになっております。

いずれにしても担当部署の認識及び対応ということで考えて調査しております。

調査チームの構成等が、3ページの下段から4ページにかけてあります。

構成員は、私が主査ということになっておりますが、この本委員会の座長の戸部先生も構成員ということで本件にかかわっていただいております。

それから、この2名では到底調査できませんので、補助員という形で、3名の弁護士に協力を仰いでおります。

都合、この5名によって調査を進めたということになります。

それから、事務ということで、こちらのほうは大臣官房総務課に事務を行ってもらっております。

短期間の調査を実施するためには、関係資料の収集や整理、ヒアリング対象者への連絡調整を迅速に行うことが必要であり、厚生労働省の補助が必要でありました。

遺骨収集事業そのものは、社会・援護局事業課が実施しているため、調査の対象となる関係者が在籍している社会・援護局が事務を担うことは不適切であり、調査開始時点から

大臣官房総務課に事務を担ってもらっております。

そのような形で調査を進めていったということになります。

調査の方法は、4ページの下から5ページにかけて書いております。

幾つかの調査対象になっているのですけれども、まず関係資料の調査というものを行っております。

DNA鑑定人会議の議事録の提出を受けまして、その中で、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された会議を中心に議事録を精査いたしております。

それから、平成30年新第24回DNA鑑定人会議において、日本人でないことである旨の鑑定結果が示されたことを受けてからの担当部署が行った連絡内容を確認するため、担当する職員間の電子メールの提供を受けております。

そのほかにも職務分担に係る書面、それからDNA鑑定人会議設置に係る書面、担当者の引継書なども提出を受けまして調査の対象としております。

それから、関係者に対するヒアリングということになっております。

担当部署を中心に、さらに上席者のヒアリングが必要だと判断した場合には、局長、審議官にもヒアリングを行っております。

それから、ヒアリングに当たっては、本件聴取は戦没者の遺骨収集事業に関し、DNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う観点から、事実関係を確認するための聴取であり、個人としての責任を問うための事実関係を調査する目的の聴取ではないことを明確にして、正確に回答することを各ヒアリング対象者には求めました。

それから、聴取に当たっては、調査チームの構成員と補助員が必ず2名以上で行うこととして、全てのヒアリングを調査チームが行っております。

調査事項を記録するために、事務を担う職員2名が聴取の場に控えておりますが、事務を担う職員からの発問は行っておりません。

ヒアリングを受ける職員等が過度に意識することがないように、幹部職員、企画官、室長級以上のものは記録係としても同席しないようにしております。

それから、DNA鑑定人会議において鑑定を担当されている方からのヒアリングも行っております。

3番目に書いてあるホットラインということなのですが、ヒアリング調査チームが主導して行っているわけですけれども、その当日うまく記憶を喚起できなかったり、記憶が混乱して回答してしまうといったような方がいらっしゃることも想定されましたので、調査チームでは、全てのヒアリング対象者に対して、私宛の封筒を渡しまして、ヒアリングの後に思い出した事等があった場合には、直接に主査である私宛に連絡することができるようにいたしました。

また、この連絡は匿名でも差し支えないこととして、さまざまな角度から事実関係を調査できるようにしました。

結果的には1名の方から発言を補足する旨の連絡があったということを御報告申し上げておきます。

調査期間、これは5ページの下から6ページにかけて書いております。

ヒアリング自体は10月15日から12月10日までということで行っております。

会議の様子というか、流れというのは、86ページになりますが資料1のほうに書いております。全部で4回、調査チームの中では会議を行って、意見調整を行ったというような流れになっております。

それから、6ページの第2章では「本件調査の前提となる事実関係について」ということをまとめておきました。

各担当部署の認識等が対象にはなっているのですけれども、それに当たって、前提事実として、こちらのほうで明確にしておくべき事項があるだろうということでもまとめておいたものです。

ロシア地域での遺骨収集については(2)というところに書いてあります。

ロシア地域の遺骨収集の特徴については(2)の下段の2段目のところに書いてあるのですが、収集に当たっては、ロシア側から提供を受けた死亡者名簿と埋葬地資料に基づき、現地政府や村の老人等の見解に基づき埋葬地を確認するとともに、サハリン州以外の埋葬地においては、平成16年度までは必要に応じてロシア側の遺骨の鑑定人が同行し、平成17年度以降は必ずロシア側の遺骨の鑑定人が同行し、サハリン州の埋葬地においては、平成29年度以降ロシア側の遺骨の鑑定人が同行して収集することになっております。

さらに平成30年以降は、日本人の遺骨鑑定にも同行することになったというところが、ロシアでの遺骨収集の流れの1つの特徴になっております。

フィリピンに関してですけれども、フィリピンについては、もともと平成3年度からということではないのですから、これは昭和27年度から順次実施してきているということにはなっております。

そんな中、特徴的なのは、平成18年度からですけれども、フィリピンでの遺骨帰還事業にかかわってきたNPO法人に情報収集事業が委託されているということがあります。

7ページのほうに入りまして、上から5行目のところから若干コメントを付けているのですけれども、フィリピンの遺骨帰還事業について、平成22年3月から10月にかけて、日本及びフィリピンの報道機関等から、遺骨の鑑定方法が不適切ではないか、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に含まれているのではないかとといった報道がなされています。

この報道をきっかけに、厚生労働省では、フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証を行い、平成23年10月5日に検証報告書を公表しているということになっております。

これが今回のフィリピンのところの問題では、若干このあたりの検証作業とかぶる部分がありますので、このあたりの認識を最初のところで説明しております。

それから、フィリピンの遺骨収集なのですけれども、こちらの流れとしては遺骨の鑑定を行って、日本への送還手続をとっていたものであるところ、平成20年11月の派遣団から

は、フィリピン国立博物館に所属する学芸員が鑑定を行っていた、それでは人類学者が行っていたということなのですが、学芸員が鑑定を行い、さらに宣誓供述書、これは、発見者が述べた遺骨の状況等を記して、地区長等の署名、公証人の印を得て、公正証書化されたものをもとに、旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書を発行する手続をとって行っていたというものであります。

このフィリピンのほうの遺骨収集事業については、厚生労働省の、先ほど申し上げました検証作業の中で一旦中断をされまして、平成30年10月から再開されているということになっております。

次に7ページの真ん中からは、遺骨収集事業における厚生労働省の役割ということで、遺骨収集にかかわる厚生省がどのようなことでやっていたのかということと、それから8ページのところには、シベリアの遺骨収集に関するもの、9ページについては、フィリピンの遺骨収集事業に関する厚生労働省内での職務分掌を記しているということになっております。

基本的に担当部署の対応というところが調査事項であったので、課や室が対象になっているのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、必要に応じて局長、それから審議官といった方たちのヒアリングも行っているということになります。

若干補足しますと、社会・援護局自体は、戦没者遺族の援護、戦没者遺骨の収集、墓参等の援護関係を所掌するほか、社会福祉関係の所掌もしているということになります。

そんな中で審議官につきましては、これは厚生労働省組織令になるのですけれども、18条7項によりますと、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する職責を有する者であるということになっています。

したがいまして、援護関係の審議官は、援護関係の重要事項の企画立案、それからチームを統括整理する職責を有していたという者になりますが、この点、この委員会のほうで若干補足をしておきたいと思えます。

フィリピンの遺骨帰還事業検証チームの中には、この援護担当の審議官が、そのチームの中に入っていたということになっておりましたので、そちらの関係のヒアリングも行っております。

9ページ、第2ということで「DNA鑑定人会議の概要」というものがまとめられております。

9ページの下の方から書いておきましたけれども、下から3行目になります。

平成15年3月31日、戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会の報告書が公表されまして、同報告書の中で、遺骨を遺族に返還する可能性があることを踏まえれば、戦没者遺骨の身元特定のために、DNA鑑定を活用することが適当であるとの見解というものが出されまして、それとともに、戦没者遺骨のDNA鑑定については、プライバシー保護等に十分配慮し、かつ適切な技術水準にある鑑定機関における実施が不可欠である。確実かつ効率的な鑑定機関の実施体制づくりが急務であることから、このための国による実効ある取り組みが行われ

ることを強く要請するところであるというような要請も記載されています。

これを受けまして、厚生労働省のほうでは、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議というようなものを設置したというような流れになっております。

当初は、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議に関しまして、DNA鑑定連絡会議というものと、DNA鑑定人会議という2本立てであったようであります。

DNA鑑定人会議の任務につきましては、10ページの2の(i)の任務というところの2段落目、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議の任務は、鑑定機関の分析結果について個別に検討し、申請者と特定の遺骨との血縁関係の存否を、肯定確率のほか、参考資料などさまざまな要素を総合的に判断して決定すること及び鑑定技法における情報交換を行い、適正かつ速やかな鑑定にすることということになっております。

そういう意味では、DNA鑑定人会議の目的というのは、それ自体は鑑定を行いまして、申請者と御遺骨とのマッチングといいますか、血縁関係があるのかどうかということを判定するための会議と位置づけられているということになります。

こちらのほうは、平成25年以降、DNA鑑定の連絡会議のほうがなくなりまして、DNA鑑定人会議に一本化されたというような経緯になっているのですけれども、DNA鑑定人会議の目的自体は変わっていないということになっております。

そういう意味では、DNA鑑定人会議は、特定の遺族の方の身元確認のためと、御遺骨と遺族の方とのマッチングを行うということが目的ということで設置されているということになっております。

11ページのほうに「調査対象となる埋葬地について」ということになっておりますが、これは厚労省の方で9月19日に発表した埋葬地ということになっております。

ロシアのほうでは、9の埋葬地が報道発表されておまして、こちらのほうを対象として検証を行ったということになっております。

以下、埋葬地の概況といったようなものの説明がなされているということになっております。

それから、その後「ロシアの埋葬地についてDNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応について」ということで、15ページのほうから第3章ということとでまとめられております。

大きく、今回はロシアの関係と、それからフィリピンとの関係とあります。もともとはロシアだけだったのですけれども、ロシアのほうは埋葬地が9埋葬地とかなり多くなっておりますので、まずこちらのほうについて、DNA鑑定人会議で具体的にどのような指摘があったのかということと、それについて、その会議を踏まえて、担当部署のほうでどのような認識を持ったのかというようなところをまとめていくというような形で、この報告書が作成されています。

基本的には議事録の記載、それから担当部署の認識の前提となるヒアリング結果、それから担当部署の対応をまとめるという流れになっています。

最初の15ページの1のタンボフ州に係る埋葬地でいいますと、(1)ということでDNA鑑定人会議の指摘というものを書いております。

この中で鑑定人の方から、こんなような形で指摘があったというようなことが議事録に残っておりますので、その抜粋をしていると、概要ということにはなっておりますけれども、このような指摘があったということを示しております。

16ページの方に入りますと(2)ということで「指摘に対する担当部署の対応」ということになっていまして、調査チームによるヒアリング結果を記載しております。

これは、あくまでもヒアリング結果ということですので、本当にその時点で、そう思ったのかどうかということでは必ずしもないのかなと思っております。現時点になって、改めて振り返ってみると、というようなものもありますし、それから、もう覚えていないというようなこともありました。

覚えていないというものについては、覚えていないということも、1つの認識ということで、こちらのほうには記載をしております。

それを踏まえまして、17ページのところの真ん中あたりにありますけれども(ii)ということで、旧第7回、旧第10回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応ということで、ヒアリング結果も踏まえまして、どんな対応を担当部署でしたのかということをもとめるといふ、そんなような流れになっているということになります。

以上のようなことが、このあと9埋葬地について全て同じような形で行われているということになります。

以上を踏まえまして、今度は第4章になります。49ページからになります。

「ロシアの埋葬地についての組織としての対応に対する評価」ということで、各埋葬地について会議ごとの対応というのを、それまでに、いろいろとこちらのほうで記載していたものがあるのですが、それを踏まえまして評価というようなことを、ロシアについて第4章でまとめているということになります。

このあたりは、それぞれ重要なお話になってきますので、若干、詳しく目にお話をしてみたいと思います。

ロシアの埋葬地は、全部で9の埋葬地があったのですが、調査チームとしましては、3つの段階にそれぞれ分けることができると考えました。

第1は、第3章1から4までとなっておりますけれども、時期としては、平成17年5月の旧第7回DNA鑑定人会議から平成21年12月の旧第32回DNA鑑定人会議までのものということになります。

担当部署では、そもそも問題意識を有することがなく、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったという段階であります。

第2は、今度は第3章5とありますけれども、時期としては平成24年6月の旧第42回DNA鑑定人会議から、平成24年10月に開催された旧第43回DNA鑑定人会議のものということにな



ります。

担当部署の中で、DNA担当職員は問題意識を有し、当該埋葬地に係るDNA鑑定は中止したものの、担当部署全体では問題意識を共有することなく、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行われなかったということで、先ほどの第1との違いは、担当部署の中で一定の問題意識がきちんとありまして、DNA鑑定の申請の申し込みというものを中止するというような判断も行ったという、そういう段階であります。ただ、それ以上の対応は行っていないというところでもあります。

それから第3、これが第3章6から9ということで、今回の報道にかかわるところでもありますけれども、時期としては、平成29年12月の新第21回DNA鑑定人会議から、平成31年3月の新第28回DNA鑑定人会議を経た時期までのものということでありまして、担当部署では、課室長を筆頭に問題意識を共有し、新第24回DNA鑑定人会議の後には、遺骨返還に向けた検討が始まったものの、そういう意味では、遺骨返還に向けた検討を行っているということになっておりますけれども、検討段階にとどまっており、また、局長、審議官には正確な情報が提供されなかったということもありまして、事案の公表の判断がなされなかったと、そういう段階ということになります。

これが大きなまとめということになるので、それぞれの評価ということで、49ページの下のところから書いてあります。

1の「(1) 組織としての対応」、これは第一段階の話になりますけれども、組織としての対応ということで、今まとめてはありますけれども、もう一回繰り返しのようことが書いてあります。

平成17年5月の旧第7回DNA鑑定人会議から平成21年12月の旧第32回DNA鑑定人会議では、4埋葬地において収集された遺骨について、鑑定人から日本人ではない可能性を指摘されています。

これに対し、担当部署である援護企画課も外事室も日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかった。公表についても全く検討がされていません。

これについての評価が、49ページの下のところから書いてあります。

まず、まとめのような形になってはいますが、次の(イ)から(ハ)の事情を総合的に判断すれば、担当部署ないし厚生労働省において、鑑定人からの指摘がまだ具体的なものではないと判断して、例えば、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入らなかったことや、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったこと及び公表の必要性について検討しなかったことについて、一定程度理解できる余地もあり、当時の担当部署の対応に問題があったと断定することはできないというのが、調査チームの判断であります。

(イ)(ロ)(ハ)とありますが(イ)がロシア埋葬地での遺骨収集の手順等の認識とい

うことで、これは、先ほどロシアの遺骨収集の手順ということで若干お話もしましたけれども、シベリアの遺骨収集については他の地域と異なり、ロシアからもらった日本人抑留者名簿に基づいて、埋葬地の資料をもとに調査をし、現地の人が確認を経て、試掘をして日本人だと確認した上で収集してきております。

かかる収集の手順を考えると、当該墓地は日本人の収容者の墓地であり、日本人の遺骨でないことを収集する可能性は極めて小さいという意識が、援護企画課・同外事室の共通認識だったということが言えます。

特に、シベリアでの遺骨収集に実際に携わった経験を持つ職員の場合は、その収集手順を厳密に遵守してきた自負もあり、さらにハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区埋葬地では、日本人の遺留品として、とりわけ重要とされる印鑑も発見されていたこともあり、日本人の遺骨であるはずだという強い思いを抱いていて、日本人でない可能性をそのまま受け入れがたいという心情もあったと考えられます。

(ロ) としてなのですが、これは割と大きい話なのかなと調査チームでは思っていますけれども、鑑定人からの指摘が必ずしも断定的なものではなかったということでもあります。

鑑定人会議における日本人の遺骨ではない可能性を指摘する趣旨の発言は、鑑定人会議の全体の議論からすれば、一部の鑑定人が意見として出しているにとどまっており、その後他の鑑定人から異なる趣旨の発言も出るなど、鑑定人会議としての意思の統一を見るものではなく、日本人の遺骨でないという結論が鑑定人会議として、全体的な総意として述べられたものではなかったことが認められます。

鑑定人の上記趣旨の発言についても、担当部署に対して、具体的かつ明示的に何らかの質問が出されたとは受け取れない面があり、課題を提示した内容であるとまでは受け取れない面がありました。

さらに、当時のDNA鑑定技術水準について、どこまで確定的に鑑定できるかについて統一した見解も明示されていませんでした。

実際に調査チームが話を聞いた鑑定人の1人は、日本人ではない遺骨であって、外国人の遺骨がほぼ確実に入っていると思ったのは、平成24年に開催された旧第43回DNA鑑定人会議であった旨を述べていることから、それ以前の当該埋葬地に係る鑑定人会議における各鑑定人の発言は、当該鑑定人自身も日本人ではないと確定的に断定できる趣旨で指摘したのではないと解されます。

担当部署では、鑑定人の指摘は暫定的なものではなく、同様の事案が積み重なってから判断すればよいと考えていたというところでもあります。

また、そもそもDNA鑑定は高度の専門的な知識と技術を前提とするものであり、専門家でない担当部署において鑑定人の発言の趣旨について、真の意味で理解することは困難であったと考えられるというところがあります。

もう一つは(ハ)なのですけれども、遺骨収集のスピードアップが最大の課題であるという意識、当時は、遺族が高齢化する前に遺骨を早く収集すべしという要請が最大の課題

であったと認識されていたようであります。

また、担当部署には本件以外にも処理すべき案件が山積しており、組織として対応する余力は十分ではなかったということがあります。

当時の援護企画課長の認識では、DNA鑑定について当時の課題は、戦後60年が経過したことを受けてのスピードアップであり、それが最大のタスクであり、とにかく早くということに努力しなければならないという意識があったということでもあります。

さらに、DNA担当職員の認識では、遺骨の鑑定の推進を図るという立場としては、高齢の遺族から一斉に申請が上がってきたので、まずそれに早く応えなければならないと考えていたということでもあります。

またDNA鑑定そのものは、日本人であるか否かを判断するために行っていなかったこともあり、援護企画課・同外事室としては、まずは遺骨の収集を進めるという意識が強く、他の政策課題もある中で、組織として対応する余力が十分ではなかったものと考えられます。

そういう意味で、このような幾つかの事情があって、なかなかこれで対応に問題があったと断定するのは難しいのかなというところでありまして、担当部署にとって遺骨収集のスピードアップが最大の課題であったとしても、DNA鑑定人会議の指摘事項の重要性に鑑みれば、当時の複数の課室長が本件指摘についての記憶がない旨述べていることは、担当部署における問題意識の低さをあらわしていると言えます。

ただ、鑑定人からの指摘が長い会議のごく一部において、鑑定人によるフリートーカーの形で、日本人の遺骨なのか否かの旨の発言が出たからといって、日本人の遺骨ではないという結論が出ていたものではないので、この会議の時点で、問題の重大さに気づくことができなかったことについては、やや感度が鈍いと指摘は甘んじて受けるべきとしても、組織としての問題と評価することは、やや酷ではないかと考えております。

他方で、次の点については、この後の担当部署の適切さを欠いた対応の要因ともなっており、対処する必要のある問題であったということで幾つか指摘をしております。

まず（イ）なのですが「不十分な調査・認識に基づく説明等」ということで、遺骨収集の手順を考えると、当該墓地は日本人収容者の墓地であり、日本人のものでないことを収集する可能性は極めて小さいという認識が、援護企画課・同外事室と共通認識であったとしても、鑑定人会議での担当部署からの鑑定人に対する説明は不十分なものでした。

例えば、旧第18回DNA鑑定人会議の次回である旧第19回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地の状況について補足説明がされているものの、当該埋葬地の資料を精査する等した上で補足がなされていたものではなく、とりあえずの回答であるとの印象は否めないというところがあります。

また、複数のDNA鑑定人会議において、担当者がシベリアは現地の専門家等が日本人であることを現地で確認しているから間違いのない旨の発言をしているというところがあるのですが、当該埋葬地は、実は骨の形質鑑定が作業要領に位置づけられる前であったため、遺骨の形質鑑定はなされていないものであるため、誤った前提に基づく説明を行っていたと

ということもありました。

確認すれば、すぐにでも判明したであろう事実を確認もせずに誤った説明を継続してきたことは、組織としての問題であると考えております。

(ロ)として「担当部署内で問題点を検討する体制の欠如」ということでありまして、DNA鑑定人会議の議事録によりますと、DNA鑑定人会議における日本人の遺骨でない可能性を指摘する趣旨の発言について、全く認識すらしなかった担当者も存する一方で、例えば、日本人ではない遺骨であるとの指摘は、複数の鑑定人が発言している以上事実かもしれないが、その点を追究したら遺骨収集がストップする可能性があるから、今は遺骨収集を進めるべきであると考えたと思われる担当者、一般論ではあるが、遺骨は返すことになるだろうと発言した担当者、当該埋葬地から印鑑が遺留品として出ていることもあるので、全体としての事情を総合的に勘案して判断すべきであると考えた担当者等が存在したように、個々の担当者がそれぞれの思いや問題意識から発言したということが確認できます。

しかし、これらの発言は、組織としての認識をすり合わせた上で、組織として発言したものではないということでありまして、担当部署内で問題点を検討する体制ができていなかったため、これら個々の発言が組織としての検討につながっていないというような問題があると考えております。

それから、情報共有や引き継ぎの欠如ということを指摘しております。

複数の埋葬地で、また、同一の埋葬地でも複数の会議で、日本人の遺骨でない可能性を指摘する趣旨の発言が鑑定人から繰り返しなされていた事実経過について、その経過の全体を把握している担当者が存在しませんでした。

担当者の異動は不可避であるとしても、担当部署内または新旧の担当者間で、上記事実経過についての共有及び引き継ぎがなされていませんでした。

また、担当者の中には、過去の議事録を確認するなどして、積極的に当該埋葬地の経緯を把握するための作業をしていなかった者もいるということでもあります。

さらに、日本人ではない遺骨が収集された可能性がある事案が積み重なってきたときに検討すれば足りると判断しながら、DNA鑑定人会議で指摘された事項について、組織として引き継ぎ事項としていなかったというところもあります。

組織として情報は共有されず、引き継ぎがなされたということは、組織としての問題と考えております。

その次、第3章5の埋葬地ということでありまして、こちらのほうには日本人ではないという指摘があった後、DNA鑑定のマッチングの作業の申請の受け付けをやめるというような判断をしている、そういう埋葬地であります。

組織として対応は、52ページの下のところから書いてあります。

平成24年6月の旧第42回DNA鑑定人会議では、当該埋葬地において収集された遺骨について、鑑定人から、日本人ではない可能性を指摘され、同年10月の旧第43回DNA鑑定人会議では、当該埋葬地について、収集された遺骨についてほぼ日本人ではない旨の座長からの報

告がされています。

これに対して、旧第43回DNA鑑定人会議の場において、当該埋葬地はほぼロシア人が埋葬されている場所であるということで、今後遺族からDNA鑑定の申請があった場合は断る方向で検討したい旨をDNA鑑定担当職員が述べ、その後、当該埋葬地についてはDNA鑑定の申請を受け付けないこととなっています。

また、同DNA担当職員は、旧第42回DNA鑑定人会議での指摘を踏まえ、シベリアの遺骨の収集に関し問題があったことになるので、日本人でない遺骨の取り扱いについてはシベリア担当が行うものと考え、シベリア担当に対し、旧第43回DNA鑑定人会議への出席を要請をしているのですが、それ以外に、援護企画課長、外事室長、シベリア担当との協議等の対応はしていないということがありました。

さらに、担当部署である援護企画課も外事室も日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったということです。

公表についての検討もされていません。

「組織としての対応に対する評価」ということで、まず、こちらでは最初に幾つかの事情のほうを書いております。

こういった担当部署の背景として、3つの事情があるということでまとめておきました。

ロシアの埋葬地での遺骨収集の手順等の認識、これは先ほど第1のところでも申し上げたとおりでありますけれども、一定の手順に従って収集をしているというようなところがあります。この認識は変わっていないということになります。

DNA鑑定人会議での鑑定人からの指摘に対し、外事室長が埋葬地自体は合っているはずであるとか、病院の埋葬地なので日本人の女性がいてもおかしくないという趣旨の発言をし、日本人でない遺骨であることの鑑定人の発言にやや懐疑的な印象を持っていることをうかがわせる発言をしているのは、こういった背景事情があるというところだと考えられます。

DNA鑑定は、特定の遺族と遺骨のマッチングのために実施しており、マッチングがなければ、それ以上追究しないという思い込みというところを挙げております。

外事室長は、DNA鑑定人会議は、特定の遺族と遺骨とのマッチングが主たる業務であり、マッチングがなければそれ以上追究しないという考えであったことがうかがわれます。

また、DNA担当職員の認識では、遺骨の鑑定の推進を図るという立場としては、遺骨を遺族に返還するのが一番の目標であると考えていました。

DNA鑑定人会議の設置目的から見ても、その捉え方自体は誤りではありませんが、収集した遺骨が日本人でない可能性の指摘という設置目的以外の事象の発生に対処ができていなかったということが言えるところでもあります。

(ハ)として「鑑定人からの指摘に対する理解」というところを挙げております。

前述のとおり、そもそもDNA鑑定は高度の専門的な知識と技術を前提とするものであり、専門家ではない担当部署においては、鑑定人の発言の趣旨について、真の意味での理解が

困難であったということが考えられます。

DNA担当者は、鑑定人からの指摘を受けて問題意識を持てたものの、こうした理解の難しさは課室長が問題意識を持たなかった要因となっていると考えられます。

議事録によりますと、旧第43回DNA鑑定人会議において、座長からほとんど日本人ではないとの印象を受けた旨の報告がなされた事実は客観的に認められます。

しかし、ロシア人の遺骨と確定された旨の報告ではありませんでした。座長はミトコンドリアを調べて、日本人に見られる系統と異なることを確認していますけれども、ロシア人のミトコンドリアのデータを多く持っているわけではないので、ロシア人の遺骨であるということまでは確認はしていません。

そういう意味では、ロシア人の遺骨と確定されたものの報告ではなかったということは言えます。

組織としては、専門家ではない担当部署において、鑑定人の発言の趣旨について真の意味での理解ができていなかったということがあります。

それから、引き継ぎの欠如ということで、過去のDNA鑑定人会議で、複数の埋葬地で、また同一の埋葬地でも、複数の会議で日本人の遺骨でない可能性を指摘する趣旨の発言が、鑑定人から繰り返しなされていた事実経過について引き継ぎがなされていない。その経過の全体を把握している担当者がいなかったということで、今回の指摘が、ある意味、過去からそういうものがあったというような形での捉え方ができなかったということが背景事情としてあったと考えております。

しかし、上記の事情があったとしても、鑑定人がわざわざミトコンドリアのデータを確認した上で、ほとんど日本人はいないのではないかという印象を受けた旨を、DNA鑑定人会議で報告し、事務方としても当該埋葬地の遺骨については、DNA鑑定の申請を受け付けないという判断を行ったという事実経過も踏まえると、それ以上のことをしなかった担当者は、問題意識が低く感度が鈍いというべきであり、日本人ではないのではないかという指摘を重要な問題だと認識して、対応を検討すべきであったというのは、調査チームの考え方で

す。

確かに、旧第43回DNA鑑定人会議における鑑定人からの報告は、ほとんど日本人はいないという印象を受けたという趣旨であり、ロシア人の遺骨であるという確定された趣旨の報告ではありませんでした。

しかし、日本人でなければ、現地人すなわちロシア人の遺骨である可能性が高いということが言えます。ロシア人の遺骨であるという結論までは出されていないので、直ちに返還ということにはならないとしても、日本人でない遺骨を持ち帰って置いて、そのままではよいのかという程度の問題意識は、担当部署内で共有されるべきであったと考えられますが、対応が必要だという問題意識すら有していなかったということが言えます。

外事室長は、DNA鑑定人会議は特定の遺族と遺骨とのマッチングが主たる業務であり、マッチングがなければそれ以上追究しないという考えであったため、遺骨の返還等について

頭が回らなかったとの趣旨を述べています。

また、旧第43回DNA鑑定人会議に出席した、援護企画課長に至っては、当時ロシア人の遺骨かもしれないという話が出たことすら覚えていないということでありまして、現在、議事録を見ても記憶として思い起こされないと述べるように、全く問題意識を持つに至っていません。

DNA鑑定人会議の座長から、ほとんど日本人ではないのではないかと指摘がなされたのであるから、重要な問題として認識して対応を検討すべきだということでありまして、そのような対応を行わなかったということは、組織として問題意識が低く、感度が鈍いということにほかならないと、きちんと対処すべきだったということが調査チームの考え方になっております。

さらに、幾つかの点も指摘ということで、これも先ほどと同じような話ではありますが、担当部署内での問題点を検討する体制の欠如、それから情報共有や引き継ぎの欠如ということをこちらのほうでも挙げております。

3番目なのですが、平成29年12月以降の埋葬地になります。

組織としての対応が、55ページの下から3行目のところから書いてあります。

これらの埋葬地からの遺骨について、鑑定人から日本人ではない遺骨が収集された可能性がある旨を指摘されたことを受けて、DNA鑑定会議に出席または同会議を傍聴した事業課内の職員が、ある程度の情報共有を行っていた事実は認められる。

さらに、ザバイカル地方第24収容所第13支部埋葬地からの遺骨については、新第24回DNA鑑定人会議で再度のデータ分析を行った鑑定人から、日本人ではない、または日本人ではない可能性が高いものが多数であり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人でないとは推定される旨の指摘を受けて、担当部署として、遺骨の返還の方針を検討する必要性を認識するに至っています。

しかし、新第24回DNA鑑定人会議後、DNA担当職員が平成30年9月20日付電子メールを送信するまでは、担当部署としての具体的な対応が行われておらず、さらに、DNA担当職員が、同年10月29日付電子メールを送信した後も、事業推進室長及びシベリア担当職員は、当該メールを認識しながら静観しており、遺骨返還の方針に関する具体的な対応を行っていません。

平成30年12月ないし平成31年1月に事業課長が審議官に本件に関する報告を行った際には、シベリア担当職員が埋葬地に関する概要資料の作成をすることになってはいますが、当該資料が作成されたのは平成31年1月21日に、事業推進室長がシベリア担当職員ほかと打ち合わせをした後のことでありました。

さらに、平成31年2月上旬には、事業課長以下の打ち合わせが行われていますけれども、その後は当該埋葬地に関する報道があった令和元年7月29日まで検討は進んでいなかったということがあります。

それから、ザバイカル地方第24収容所第13支部埋葬地以外の3埋葬地についてですけれ

ども、こちらのほうは、DNA鑑定人からは日本人ではない遺骨を収集した可能性がある旨の指摘を受けたにとどまっており、日本人の遺骨でない旨の確認には至っていないこともあって、事業課内で具体的な対応の検討は行われていません。

さらに審議官または援護企画課長に対する具体的な相談も行われていなかったということになります。

公表の必要性については、事業課内で検討された形跡は全くありません。公表に関して判断する審議官は、日本人ではない遺骨であるとの鑑定結果が出たと認識しておらず、日本人ではない可能性があるとの指摘にとどまると理解していたため、公表に向けた具体的な動きにはならなかったと考えられます。

56ページの下のほう「組織としての対応に関する評価」が記載されております。

担当部署の対応の背景事情を2つほど書いておきました。

遺骨返還が困難な課題であるという認識。

事業課長、事業推進室長及びシベリア担当職員は、いずれもロシアに遺骨を返還するための方法を検討することが困難な課題であると認識しており、そのことが、具体的な検討が行われなかった一因であると考えられます。

もうひとつが「遺骨収集業務への影響に対する懸念」ということでありまして、事業推進室長及びシベリア担当職員は、遺骨の返還に関するロシアとの協議を開始した場合、ロシアにおける遺骨収集事業がとまってしまうかもしれないという懸念を抱いていたということでありまして、このことが、具体的な検討が行われなかった一因と考えられます。

このような事情がある中ではあったのですが、一応担当部署では、56ページ下から57ページにかけてですが、遺骨の返還の方針を検討する必要性は認識に至って、遺骨の返還に向けた検討に入っていたことは認められます。その点では、従来とは異なる対応であったと評価できるとは考えております。

しかしながら、具体的な方針の検討作業が開始されたのは、新第24回DNA鑑定人会議から約4カ月が経過した平成30年12月以降のことであり、結果として当該埋葬地に関する令和元年7月の報道が行われるまで検討は進んでおりません。

この対応の背景には、事業課内での検討を促進するための役割分担及びスケジュールが不明確であった中で、担当職員が問題を抱え込んでしまったという事情があると考えられます。

すなわち、事業課長及び事業推進室長は、平成30年12月までの間、両名ないし出席または傍聴した事業課職員との情報共有を行ったものの、具体的な対応についてみずから検討することも、担当者に対する具体的な検討指示をすることもありませんでした。

他方、同会議に出席したDNA担当職員は、みずからの判断でシベリア担当職員らに対して電子メールを送信し、期限を設けて遺骨返還の方針を検討するよう依頼しましたが、シベリア担当職員は当該メールによる依頼に応じて検討を行うことはありませんでした。

さらに、平成30年12月以降、審議官への情報共有や、援護企画課長によるアドバイス、



それから事業推進室長による資料の作成やシベリア担当補佐らとの打ち合わせの実施、事業課長も出席した事業課内の打ち合わせの実施などが行われていますけれども、具体的な遺骨の返還方法については、令和元年7月に報道がなされるまで検討中の状況という域を脱していませんでした。

他方、シベリア担当職員は、ロシアに対する遺骨の返還の問題について、重要な問題と認識はしていましたが、この問題は難しい問題と認識して、自身の課題の中で先送りし、適時適切な対応を行っていなかったというところがあります。

なお、平成31年4月にシベリア担当職員が人事異動のために交代していますが、後任者も同様であったと考えられます。

このように事業課内の担当職員が、この問題を抱え込んだままにし、他方、上司である課室長レベルの職員も適切な指示を行わなかったというところがあります。

こういった事情の背景には、ロシアに対する遺骨の返還という困難な問題に限られた人員で対処しなければならないという事情があり、さらに、事業課長が戦没者遺骨収集にとどまらないさまざまな課題に対処しなければならない職責であり、ロシアに対する遺骨の返還だけに対応することができなかったという酌むべき事情も認められるというところがあります。

しかし、鑑定人が当該遺骨につき日本人であるか否かという観点から検討を行った結果として、日本人でないまたは日本人でない可能性が高いものが多数であり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人ではないと判断される旨を報告し、その報告が重大な意味を有するので担当部署としても遺骨の返還に向けた検討に入ったという経緯に照らせば、種々の事情を考慮しても、令和元年7月に報道がなされるまで検討が進まなかったということは、課室長からの適切な指示がなされず、時間をかけ過ぎた点において妥当ではなかったと言わざるをえないということを判断いたしました。

それから、ザバイカル地方第24収容所第13支部以外の3埋葬地についてですけれども、先ほどのような事情について、鑑定人の指摘が日本人でない可能性の指摘にとどまっていたという事情があるということは言えます。

すなわち、平成29年12月に開催された新第21回DNA鑑定人会議における鑑定人からの指摘は、日本人がほとんどいないような感じがするという意見等でありまして、必ずしも日本人ではないと断定したものではありませんでした。

また、平成30年3月に開催された新第22回DNA鑑定人会議における鑑定人からの指摘は、女性が含まれていること、日本人らしくない遺骨が多いということであり、必ずしも日本人ではないと断定したものではありませんでした。

さらに、平成31年3月に開催された新第28回DNA鑑定人会議では、日本人であるかどうかを判断するためには別の視点で再検討する旨のやりとりがあり、必ずしも日本人でないと断定したものではありませんでした。

しかしながら、例えば、新第22回DNA鑑定人会議では、鑑定人からの指摘を受けた事業課

長は、当該埋葬地に関して検証を行う旨を述べていることがあります。

そうだとすれば、こういった事情があったとしても、担当部署としては、当該遺骨が日本人であるかの検証の作業には着手すべきであり、検証に着手しなかったことは妥当性を欠くものであったということが指摘できます。

なお、援護企画課長は、遺骨の焼骨問題に関する方針が検討会議の中間報告でまとまった後に、ロシアに対する遺骨の返還問題を整理すべきと考えていた旨を述べていますが、今回聞き取りの対象になったもののうち、援護企画課長以外の者は、こういった段階的な検討していた旨を述べている者はいませんでした。

また、援護企画課長が持っていた上記の考え方には一定の合理性があるとしても、かかる考え方に基づき、遺骨返還の方針の検討が控えられていた事実というのは認められなかったということがあります。

したがって、遺骨の焼骨問題の整理ということは、遺骨の返還方法に関する検討のおくれの要因とは位置づけられないと判断しております。

「さらに」ということで、問題としては、担当部署の対応には過去の情報共有や引き継ぎの欠如という問題もあったということを指摘しておいております。

59ページ、公表についての問題点の指摘ということをしております。

59ページ上から4行目になります。

公表について、審議官は、通常は審議官たる自分の判断事項であり、日本人でないと確定したら公表すると考えていたことが認められます。

しかし、審議官は、平成30年12月ごろ、または平成31年1月ごろに報告を受けた際には、当該埋葬地の遺骨について、日本人でない遺骨の可能性があるという話として認識していて、再度のデータ分析を行った鑑定人から日本人でない、または日本人でない可能性が高いものが多数であり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人でないと推測される旨の指摘を受けたことが、審議官に正確に伝わっていませんでした。そのことが、公表に向けての動きが取れなかった原因だと考えております。

援護企画課長は、新第24回DNA鑑定人会議において指摘されたもの以外について、日本人の遺骨でないという断定が出ていないことや、ロシアに対する遺骨の返還問題を整理した上で公表すべきと考えていた旨を述べています。

DNA鑑定人会議での指摘事項を担当部署が任意に公表する実定法上の根拠は存在せず、公表するか否かは担当部署の裁量に委ねられています。裁量に委ねられているとはいっても、行政の諸活動につき国民が的確に理解し、また批判できるように、行政機関がみずからの行政活動について国民に説明する責務を有するという、そういう考え方は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第1条にも明記されています。

さらに、同法第24条には、行政機関の保有する情報が適時にかつ適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるべきことの重要性が規定されていまして、情報公開請求がなされた場合に限らず、行政機関が保有

する情報は、適時適切な方法で国民に明らかにされるべきであり、行政機関には説明責任があるということになります。

もつとも、法律に基づく情報公開請求がなされた場合であっても、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示義務から除外される場所であり、行政機関が行う任意の情報提供に当たっても、この点については配慮を要するものと考えられます。

本件について見ますと、遺骨収集はロシア側の資料や関係者の関与もなされた上で実施されているという側面もあり、ロシアとの信頼関係を損ねるような形で公表することはできないという援護企画課長の考え方には合理性があるものと考えられます。

以上を勘案しますと、ロシアとの協議が行われずに公表する段階になかったことが、公表がおくれた原因であると考えられます。

ただし、これは公表がおくれたことを調査チームとして是とするものではなく、正しい情報が審議官に上げられなかったことで適切な指示がなされなかったことや、ロシアとの信頼関係を損ねることがないように、遺骨返還の方針を決定することが、事業推進室内で迅速になされず時間的におくれたことが、そもそも組織的な問題であると評価しております。

その次、第5章のほうです。

第5章のほうは、追加された調査事項でありまして、フィリピンの10検体というお話になっています。

フィリピンのほうの10検体の鑑定も、基本的には調査チームの書き方は同じでありまして、DNA鑑定会議でどういった指摘がなされたのかということ。それから、それに対する関係者のヒアリングの結果。さらに、それを踏まえた、それぞれの担当者の対応。さらに、それに対する評価ということになっています。

ロシアのほう、事実、どういふことを対応したのかということ、第3章に記載して第4章で評価としましたけれども、フィリピンのほうは、10検体1つといいますが、検討するのが1つでありましたので、全部まとめているということになります。

DNA鑑定人会議、61ページのほうで指摘があります。

こちらのほうでの指摘というのは、10検体についてのお話ということになっているのですけれども、もともとこの10検体というのは、知識として、ここで若干説明しておきたいと思えますけれども、DNA鑑定人会議のほうで、南方の戦闘地域の御遺骨につきまして、従来、ロシアしかDNA鑑定によるマッチング作業を行っていなかったもので、南方戦闘地域のほうでも、マッチングの作業ができるのかどうかというようなことを検証する目的で、まず試験的にフィリピンのほうから10の検体を持ってきて、それについての検討を依頼していたというような経過があります。

そういった試験的にDNAがきちんと採取できるのであるとか、そこから情報がきちんと

出てくるのかというようなことを依頼していたところ、この旧第38回DNA鑑定人会のほうで、鑑定人のほうから指摘があったということになります。

具体的な記載ということだと思いますと、上から13行目の下のほうになりますかね。後ろのほうからになりますが、会議が終わる前に、10検体を鑑定した鑑定人から、当該10検体は絶対日本人でないと断言しているの、その報告を表に出してほしい旨の要請がなされたというようなことがありました。こういったような形で、第38回で、まず1回指摘があったと。

それから第39回のほうでは、それを受けて具体的にどうなったのかということとの関係で言いますと、平成23年10月13日に第39回DNA鑑定人会議がなされているのですが、これは先ほど申しあげました、フィリピンの検証作業の報告を受けてからの会議ということになっているので、こんな報告をしましたというようなことが触れられておきまして、その中で、10検体についての話が出て、これについては報告の対象になっていないのだということが外事室長から回答があったということになっております。

62ページのほうから、指摘に対する担当部署の対応を書いているのですが、それにかぶるような形でフィリピンにおける遺骨帰還事業検証チームの動きということを書いております。

10検体のお話というのは、もともと南方地域でDNA鑑定のマッチングができるかどうかという観点から、このフィリピンにおける遺骨帰還事業検証とは全然別の観点からDNA鑑定が依頼されていたということがあったのですが、ちょうど同じ時期に、フィリピンにおける遺骨帰還事業検証というのがなされていたということがあったものですから、こちらのほうにどういった形で、この10検体が反映されることになったのかということは調査チームとしても関心事でありまして、このあたりの対応をいろいろとヒアリングしたということになっています。

フィリピンの遺骨帰還事業というのは、先ほど申しあげましたとおりでありますけれども、報道機関からフィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨の中に含まれているのではないかと、それから盗骨と関係があるのではないかとということの指摘を受けて行われた検証ということになっております。

その検証の中で、フィリピンの一時保管施設の中に保管されていたようなもの、そういった御遺骨で、まだ日本に帰還していないもの、したがって、まだフィリピンの博物館の鑑定も行われていない遺骨というのが多数あったということがありまして、こちらのほうが日本人のものであるのかどうかということを検証チームのほうでは検証することにしまして、311検体についてDNA解析の依頼を行っていたという、もう一つ、そういった流れがあります。

そういう意味で、10検体の話と311検体の話というのがある中で、今回10検体についてDNA鑑定人会議のほうで指摘があったということがわかったということになります。

検証人の検証チームのほうの資料としましては、検証報告案が順次作成されていく過程

のものが残されていたということになります。

それから、最終的に検証報告は平成23年10月5日に公表されています。63ページのほうに書いておきましたけれども、公表がされております。

閣議後の記者会見の質問に答える形で、当時の厚生労働大臣が発言しています。

ここでは検証結果として、フィリピンでの盗骨関係、事件との関係を裏づける証言は確認できなかったこと。

遺骨の発見状況を証明する宣誓供述書の虚偽の内容を確認できなかったこと。

また、現地の鑑定人による遺骨の鑑定は、厚生労働省の職員の立ち会いのもとに行われ、フィリピン国立博物館による証明書も発行されていたことがわかった旨を発言しています。

さらに、同大臣は、検証結果を踏まえた上で、現地で鑑定人の鑑定を経て帰還した、これまでの遺骨にフィリピン人のものが混入しているという事実は認められず、厚生労働省としては、これまでに帰還した遺骨は、全て旧日本兵のものと考えてよいと判断している旨、それから今後のフィリピンの遺骨帰還事業については、疑惑を持たれることのないよう適切な見直しを行って、適切な実施に努める旨の発言を行っています。

このような経緯の中で、今回の10検体についての報告というものも行われていたということがあります。

その後、具体的なヒアリングの結果が記載されております。

そういうものを踏まえまして、若干時間の関係もあるので飛ばしますが、75ページのほうになります。組織としての対応と、それに対する評価ということでまとめておきました。

組織しての対応ですけれども、旧第38回DNA鑑定人会議において、戦闘地域で収集された戦没者遺骨のDNA鑑定の有効性の検討のために、フィリピンから送還された遺骨に係る10検体からのDNAを抽出して鑑定を行った鑑定人から、当該10検体は絶対日本人でない旨の指摘と、その鑑定結果を表に出してほしいとの要請がなされ、当時の援護企画課長と外事室長は、その会議に出席していたため、当該指摘と要請について認識していたことが認められます。

しかし、援護企画課長からも外事室長からも10検体についてDNA鑑定人会議で、日本人でない遺骨であると指摘されたという事実や、またDNA鑑定人会議で当該事実を公表するよう要請された事実は、審議官に明確に伝えられていなかったと。

それから、これらの事実が援護企画課長からも外事室長からも、フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告案を検討するチームメンバーに正しく伝えられず、共有されなかったため、検証報告書には記載されず、外事室長は10検体について、DNA鑑定人会議で日本人でない指摘されたことについて、フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書とは別に公表することも検討しなかったし、援護企画課長や審議官と方針を協議することも検討しませんでした。

その結果、当該10検体についてのDNA鑑定会議において、日本人ではないという指摘があったことは、調査チームの調査で判明するまで、厚生労働省から公表されることはなかつ

たという事実経緯になっております。

組織としての対応に関する評価ということで、指摘の重要性についての認識の誤りということをご書いております。

DNA鑑定の専門家である鑑定人が、みずからの知見に基づき当該10検体は絶対日本人でない旨を断言しているということは、帰還した遺骨の中に日本人ではないものが存在しているという極めて重要な指摘を行っているものと考えられます。

この指摘について、旧第38回DNA鑑定会議に出席した援護企画課長は、DNA鑑定は統計的に有意性を判定するものであり、最終的な判断とは言えないと考えていたと述べています。

また、同援護企画課長は、フィリピンから帰還した遺骨は、宣誓供述書や、フィリピン国立博物館が日本人と鑑定しているものであり、南方の遺骨は鑑定が難しく、DNA鑑定だけでは、日本人であるか否かを判断することは難しいと考えていたこと。当該日本人ではないとのDNA鑑定人会議の指摘は、1つの判定結果で、最終的な判断ではないと考え、当時は当該10検体を区別してカウントすることがなかった旨を述べています。

確かに、当該検体については、フィリピン国立博物館が日本人として鑑定しているものです。しかし、事実としてのデータを踏まえて日本のDNA鑑定の専門家が絶対日本人でないと判断していることについて、1つの判定結果であるにすぎないとして、特別に検討する必要性を認めなかったことは、フィリピンの国立博物館の鑑定結果が日本のDNA鑑定の専門家の見解より正しいものであるという根拠がなければ説得力はなく、フィリピンでの宣誓供述書や国立博物館の証明書があるといった遺骨収集に必要な手順を守っていれば十分と認識し、DNA鑑定の結果を軽視していたものと言えます。

検証報告書では、事業の見直し案としてフィリピン国立博物館の同行に加えて、紫外線照射による法人類学的検査の実施とDNA解析を行う旨を提案していることからすると、フィリピンの国立博物館による鑑定結果が、日本のDNA鑑定の専門家の見解より正しいものであるとする根拠があったとは言えないと考えられます。

また、311検体について、ミトコンドリアDNAの解析であるのに対し、10検体については、ミトコンドリアDNAとY染色体DNAとの解析であり、解析の手法が異なります。

したがって、絶対に日本人ではないとまで断言されている10検体についての鑑定を311検体の鑑定と区別しないということは、指摘の重要性についての認識に誤りがあったと評価できると考えられます。

しかも、同援護企画課長が鑑定人との間で、日本人ではないという判断について協議したり、日本人ではないという認識以外の可能性があることについて協議したりした形跡はありません。

結局、組織としての援護企画課には、遺骨収集の手順を守っていれば十分と認識し、専門家の見解を軽視したために、指摘の重要性の認識を誤ったという問題があったものと解されます。

その次に、公表に係る厚生労働省としての対応について述べております。

検証報告書に記載されている事業の見直しの内容は、フィリピンでの遺骨帰還事業における遺骨の収集や帰還前の鑑定について言及されているものであり、10検体の鑑定結果を検証報告書に記載したとしても、報告書に記載されている趣旨、結論は大きく変わらなかったものと考えられます。

このような観点から判断すると、審議官がヒアリングに対して、物事は隠さない前提で考えていたので、10検体について日本人でないという指摘があった旨の報告を受けていれば、報告書に記載したはずである旨、10検体の話を書いても報告書の趣旨、結論はそれほど変わらなかったはずである旨述べているのは、審議官の率直な感想であると解されます。

以上を踏まえますと、10検体についてDNA鑑定会議で、日本人でない旨を指摘された事実及びその結果を公表するように要請された事実については、審議官は認識していなかったものと考えられます。

そういう意味で、厚生労働省としては審議官以上の役職者が、当該事実を認識していたものとは言えないと解しています。

他方、担当部署ですけれども、担当部署については、援護企画課と外事室は、それぞれ長が、それぞれ日本人ではないという指摘と、公表してほしいということを認識しております。したがって、これについては別途検討しなければいけないということが考えられます。

この点、前述のとおり、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、検証報告書の検討に当たり10検体の議論がされていないことについて、意図的に10検体を落としたのではなく、検証の範囲が311検体だったので検証結果を報告書に淡々と記載した認識であったという旨を述べています。

この認識ですけれども、同援護企画課長は、DNA鑑定人会議の指摘は1つの判定結果であって最終的な判断ではないと考えていたことが認められます。

このような認識を有している援護企画課長にとって、フィリピンでの一時保管施設での紫外線照射の結果も検証の対象としている311検体の中間的な結果として報告されている内容も、それからDNA鑑定人会議で示された10検体についての報告内容も、フィリピンでの遺骨収集では日本人ではない可能性があるという点で異なるものでなかったということが解されます。

しかし、同援護企画課長には、10検体について鑑定人の指摘の重要性についての認識に誤りがあったということは、先ほど申し上げたとおりです。

さらに、同援護企画課長は、検証の範囲が311検体だったので、検証結果を報告書に淡々と記載したとしていますが、検証の範囲を311検体としたのは、その前提として、意識していると否にかかわらず、検証の範囲を新たに指摘を受けた10検体を含めないという判断を援護企画課が行った結果であります。

淡々と事実を記載するのであれば、10検体を含めて事実関係を淡々と記載するという対応もあり得たものと考えられます。

また、検証報告書10検体についての記載はしないのであれば、検証報告書とは別に10検体について公表するという判断もあり得たところ、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、検証報告書の検討とは別に10検体についての公表を前提とした検討を行った形跡はなく、また10検体について後任の援護企画課長に、みずから引き継いだ形跡もありません。

10検体について、DNA鑑定人会議の指摘は、既に日本に帰還している遺骨の中に、日本人ではない遺骨が混在していることを示唆しているものであり、日本に帰還していない遺骨についてのDNA解析について記載している検証報告書には記載されていない内容であります。

前述のとおり、行政機関が保有する情報は、適時適切な方法で国民に明らかにされるべきであり、行政機関には説明責任がある以上、本件で言えば、将来的に事業の見直しがなされるとしても、過去の事実を国民に説明する必要ないということにはならないと考えられます。

以上を踏まえますと、検証報告書の検討に当たり10検体の議論がなされていないことについて、援護企画課長が述べている理由は合理的なものであるとは言えないと判断いたしました。

したがって、援護企画課長がDNA鑑定人会議での指摘の重要性を理解しなかったことと相まって、検証報告書に10検体の話を記載せず、また、検証報告とは別に10検体についての検討を行わず、その結果、当該情報を公表するための必要な検討に着手せず、ひいては公表に至らなかったことは、行政の国民に対する説明責任という観点から問題があったものと考えられます。

その次、外事室長なのですが、外事室長は、若干、援護企画課長とは違う認識を持っていたということがあります。

外事室長は、検証報告書の中に10検体の言及がなされなかったことについて、作為的に入れなかったわけではないと述べ、フィリピンの一時保管施設に約4,000柱もの遺骨が存在し、その問題が重大だとして重点を置いた検証の対応に迫られ、10検体は後回しになった旨も述べています。

この認識について検討しますと、検証作業は、平成22年10月から始まり、調査チームでは、現地調査を行うなどの調査を重ね、フィリピンの一時保管施設等に置かれていた4,000柱の遺骨の取り扱いは、フィリピン政府とも協議を進めており、またその中からDNA鑑定を行うことは公表もしていました。

検証チームが検証対象とした311検体のDNA鑑定の結果を正しく検証報告書に記載し、これらをまとめつつ、フィリピンでの遺骨帰還事業を適切に実施するための事業の見直しを進める作業が、担当部署にとって極めて負担が大きい業務であり、外事室がその業務に迫られていたことは事実であると考えられます。

他方、DNA鑑定人会議での10検体は、日本人であるか否かの検証のために鑑定を依頼した



ものではなく、南方の遺骨についてもDNA鑑定を有効に実施することができるかの調査のための鑑定依頼でありまして、依頼の範囲を超えた日本人ではないという結論が、検証作業が終盤に入ってきた平成23年6月末になって、DNA鑑定人会議で示されまして、外事室長は、DNA鑑定人会議での専門的な意見は尊重する考え方であったものの、その取り扱いに苦慮したものと推認されます。

しかし、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に含まれているということも報道された中で、事業の見直しを含めた検証作業を行っていたことからすれば、DNA鑑定人会議での専門的な意見を尊重するのであれば、10検体についての鑑定結果も検証報告書の対象とすべきであったと考えられます。

それから、後回しにした10検体についても、外事室として検証報告書作成後に、改めてその評価や公表に向けて検討した形跡がないことに加え、外事室長が10検体について後任に引き継いだ形跡もありません。

さらに、外事室長は旧第39回DNA鑑定人会議で、10検体について、DNA鑑定人会議の議事録に残すことは表明したものの、別途公表することは言及していません。

確かに、フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書には、事業の見直しについての記載があり、外事室長がヒアリングで述べたとおり、10検体の検討がないままであっても、フィリピンの遺骨の問題については一応の決着はついているように見えます。

しかし、10検体についてのDNA鑑定人会議の指摘は、既に日本に帰還している遺骨の中に日本人ではない遺骨が混在している可能性があることを示唆するものであり、少なくとも10検体に係る日本人でない遺骨が日本に収集されているのだとすれば、フィリピンに返還することを検討する必要があります。つまり、検証報告書の事業の見直しだけでは決着していない問題が残っていたと言えます。

また、DNA鑑定人会議は非公開の会議であり、その議事録に記載しただけでは公表したということにはなりませんし、公表してほしいという鑑定人からの要請に応えることにはならないと考えられます。

さらに、援護企画課のところで指摘したことと同様に、これはやはりきちんと過去の事実を国民に説明する責任はあると考えております。

それから、外事室長はフィリピン政府との遺骨の返還についての協議について、それまでの検証作業を通じての交渉経緯から困難だと考えて、検証報告書の記載をもって一応決着したと考えたのかもしれませんが、これも10検体の返還を先延ばしにしているということで、何ら決着に至っていないという観点からも、行政の説明責任の観点からも合理的な理由とは言えないと考えております。

そういう意味では、外事室長が述べている10検体についての考え方についても、これは合理的な理由であると言えないと判断いたしました。

したがって、外事室が検証報告書に10検体の話を記載せず、また検証報告書とは別に10検体についての検討を行わず、その結果、当該情報を公表するために必要な検討に着

手せず、ひいては公表に至らなかったことは、10検体についての決着がついていなかったという観点からも、行政の国民に対する説明責任という観点からも問題があったと評価しております。

加えまして、ここでも情報共有や引き継ぎの欠如の問題を指摘しております。

以上を踏まえまして「組織としての課題」を第6章のほうにまとめております。

組織としての課題としては、大きく2つあります。

大きく2つというのは、1つは担当部署内がきちんと自律的にいろいろなことを検証しなければいけないという意味での指摘、それから、担当部署を越えた厚生労働省として考えるべき課題ということで指摘をしております。

まず、担当部署としての課題ということで、まず1つ目が科学的所見への適切な対応ということでありまして、本件については、DNA鑑定人会議の指摘について、もともと遺骨収集の手順を守っていれば十分であるというような認識がある一方で、DNA鑑定の結果を軽視するということがありまして、DNA鑑定人会議での科学的所見に対して、体制面でも担当部署の認識面でも適正な対応がなされたとは言いがたいと考えられます。

そういう意味では、さまざまな問題を踏まえまして、専門家との意思疎通を図り、効率的に遺骨収集を遂行するためには、科学的所見に対して適切に対応できるようにする必要があると考えられます。

体制面では、DNA鑑定人会議での発言に係る責任の所在をあらかじめ明確にしておくこと。日本人ではない可能性が指摘された後に、日本人かどうかの鑑定を適切に実施する体制を整備することを必要に応じて検討すべきだと。

それから、必要に応じて、DNA鑑定を含めた遺骨収集事業に専門的な知識を有する職員を担当として配置することも検討すべきだと考えております。

それから、研修等も必要だということを書いてあります。

2番目に「引継ぎ、情報共有の徹底」ということで、これは全般を通じてのお話になりますけれども、きちんとDNA鑑定人会議で指摘されたことが、情報として共有されていなかった。

それから、後任に必ずしも、引き継いでいる方もいるとは思いますが、引き継いでいない事例のほうが圧倒的に多かったということですので、この辺をきちんとやっていただくことが必要だと、ネガティブ情報を含めて引き継ぎを行い、また課室内での情報共有を有効に行う仕組みというものを検討していただきたいというところであります。

3番目に「ネガティブ情報の保存・管理体制の整備」ということでありまして、複数回にわたっていろいろな指摘がされているというようなことが、きちんと引き継がれていないという、先ほどの情報共有、引き継ぎともかかわるものですが、これに限らずということなのですが、遺骨収集にかかわるさまざまな問題ということについて、やはりきちんと課室として対応する必要があるといえます。

それで、重大な損害を未然に予防するという観点からは、さまざまなプロジェクトにお

いて、いわゆるヒヤリハット事例を記録することが推奨されており、厚生労働省も病院等に対しては推奨しているところでもありますので、本件についても、やはり、ささいなことであってもネガティブ情報を記録し、引き継ぐことが必要であって、そのような体制を検討していただきたいということが言えます。

それから「リスクの検討」ということでありまして、事業を適正に遂行する観点からリスクに対する管理体制を構築ことは極めて重要であると考えられます。

本件でも指摘があった後、結局、こういった形で相手国と交渉するかというようなことをめぐって情報が抱え込まれてしまったということもあって、そういうような手順が、あらかじめリスクの問題として認識されて決まっていれば、もう少し違った対応になり得たということがあるかと思えます。

遺骨収集の実務の観点から日本人でない遺骨を収集する可能性が極めて小さいとしても、日本人でない遺骨を収集した可能性がある旨が専門家から指摘することは、まさに偶発事象の発生であり、組織としては、偶発症の対応プラン、いわゆるコンテンジェンシー・プランをあらかじめ作成し、そのプランに従って対応すべきと、これは別に遺骨収集の、日本人がどうかという、そういう指摘に限りません。さまざまなリスクがあるはずでありまして、そのコンテンジェンシー・プランをつくっておくことが、事業の遂行という観点からは必要だということでもあります。

それに加えて「研修・啓発」ということで、もともと事業の適正を確保するための体制というのは、担当者がどのような認識であっても組織全体としては事業を適正に実施できるようにする仕組みであり、そのような体制を構築することが何より重要であります。

しかし、そのことは事業の適正を確保する体制の中の職員一人一人の意識を軽んじてよいということの意味するものではありません。

したがって、個々の職員の方たちのさまざまな研修・啓発の機会というものをきちんと設けていただきたいというところでもあります。

最後、83ページは「厚生労働省としての課題」。担当部署だけではなくて、厚生労働省としても考えていただきたいと。

上記の指摘というのは、いずれも遺骨収集事業を実施している事業課と同事業推進室とが、みずから事業の適正を確保するための体制を構築するための課題だと捉えています。事業課と同事業推進室が自律的に行うことを前提とした課題であります。

しかしながら、自律的な対応だけでは、事業課や同事業推進室が情報を抱え込んだ場合に、それが意図的であれ、不注意のものであれ、また不合理なものであれ、事業が適切に行われているかを厚生労働省としては検証できないこととなります。

したがって、事業課や同事業推進室の自律的な対応に加え、厚生労働省としても、遺骨収集事業の適正を確保するための体制を構築する必要があるということで、積極的な情報公開というものを1つ目に挙げています。

DNA鑑定人会議での議論は、DNAという極めて機微な個人情報を扱うものであり、また専

門家が忌憚なく意見交換をするという観点からも、DNA鑑定人会議の議事録自体に公開できない情報が存在するという事は否定できません。

しかし、公開しても差し支えない部分の議事については公表し、行政機関がみずからの行政活動について国民に説明し、国民がその行政活動の是非を議論できるようにして、事業の適正を確保することも重要だと考えられますので、そのあたりを検討していただきたいということです。

それから「チェック体制の構築」ということでありまして、判断ミスによるものであっても意図的なものであっても、事業課や同事業推進室が情報を抱え込んだ場合に、それを事業課や同事業推進室以外で検証できるようにしておくことが、組織としての厚生労働省としては必要だと考えられます。

一連の調査の中でも遺骨収集を担当している部門とDNA鑑定を担当している部分が同一の外事室のもとにあった時代には、DNA鑑定人会議での日本人でない遺骨が収集された可能性の指摘を、外事室が重視しなかったことで、その情報が適切に援護企画課に伝わらず、適切な対応につながっていなかったということがあります。

他方、遺骨収集を担当している部分が、事業推進室の下にはあるものの、DNA鑑定を担当している部分が事業課の下に置かれるようになってからは、DNA鑑定人会議での日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された際に、不十分ながらも組織としてのチェック機能が働き、事業課から事業推進室に対して対応策を検討するように指示がなされているということになっていて、これは注目に値するということでもあります。

組織として相互チェック機能が働くことが重要であり、遺骨収集事業が多額の予算規模の事業であることを踏まえれば、厚生労働省としては、総合チェック機能をさらに一歩進め、再発防止策が機能しているかどうか、事業課や同事業推進室とは別の部署でチェックする体制を構築することを検討すべきであるというようなどころ述べております。

以上が、報告書の概要ということになります。

○戸部座長 熊谷先生、詳しい御説明をありがとうございました。

私も調査チームの一員なので、言いにくいのでありますけれども、非常に短い期間の間に、集中的に調査を進め、かつ、これだけの報告書をまとめていただいたことにつきまして、主査の熊谷先生と、それから3人の弁護士の補助員の方々にお礼を申し上げたいと思いますし、ぜひ、相澤弁護士、それから阪本弁護士、さらに藤田弁護士の3人には、熊谷先生のほうから謝意をお伝えいただければと思います。

時間が大分押してはいるわけですが、詳しい御説明をいただきましたので、これについて質問あるいは御所見を忌憚なく寄せていただければありがたいと思いますが、きょうは構成員がお二人だけなので、お二人だけから御質問と、それから御所見をいただかなければなりません、いかがでしょうか。

浜井先生、お願いします。

○浜井構成員 浜井でございます。

まずは、熊谷先生そして戸部先生、今回の調査検証に当たられたほかの先生方、特に当初の調査対象だけではなく、途中で新たに判明した事例に対しましても、綿密に調査、検証に御尽力されましたことに、敬意を表したいと思います。

時間の関係もあると思いますので、全体的なコメントとして、3点ほど申し上げたいと思います。

まず、第1点ですが、この報告書を一読して思うことは、遺骨収集事業を所管する厚生労働省の課室が責任ある行政組織としての体をなしていないということでございます。

そもそも、この種の検証が難しいのは、どうしても当事者の記憶が曖昧になってしまうということにあります。この報告書の中にも、御紹介にありましたように、記憶にないとか、覚えていないという担当者の声が頻出します。

今年の出来事についても、そのように述べている人もいまして、さすがにそれはどうかと思いますが、ただ、私はそれ自体が特別問題というわけではございません。むしろ、多くの業務を抱えて、しかも人事異動が頻繁に行われる状況では、過去の事案について、個別の問題を明確に記憶しておくことが難しいということは理解できます。しかし、そうであるからこそ、組織内で問題点を整理しながら政策を適切に実施できるように、しっかりと公文書を作成し、組織として共有し、継承するという必要があるわけです。

しかし、今回の報告書ではそれがなされた形跡がまるで見えてこないということ、この点が組織として非常に大きな問題だと思います。

例えば、DNA鑑定人会議の開催後に、審議官から担当職員に至るまで、皆が皆、長文の議事録をつぶさに熟読するということは、通常は考えられないわけであります。では、この会議のポイントをまとめた報告書が作成されたのか。そして、それほどの範囲に報告、供覧されたのか。本来ならば、そういった観点から公文書で追跡できるはずのことができていない。

これは、調査、検証の限界というよりは、そもそもそういった適切な公文書の作成、管理、継承がなされていないかという点と受け止められます。

このことは責任ある行政組織の業務のあり方として非常に問題で、直ちに改善していただきたいと思います。

また、旧鑑定人会議が置かれたときに、鑑定連絡会議というものも同時に設置されており、この会議の役割として、鑑定の実施に際して基本的な事項を定める必要があること、鑑定人会議において検討した結果、検討を要するものと判断された事案について協議し、決定すること云々とあります。本来ならば、今回のような指摘がなされた場合には直ちにこの連絡会議を開催し、協議する必要があったと考えられます。しかし、これは鑑定人会議が開催される前に一度開催されたのみでありまして、その後、一度も会議開催されていない。

つまり、この連絡会議は全く機能していなかったということでありまして、ここら辺も含めて、厚労省におけるDNA鑑定業務の進め方というか、あり方自体に非常に疑問が残った

ということでございます。

第2点としましては、今回の報告書によりまして、持ち帰ってきた遺骨が日本人ではないかもしれないという可能性が、厚労省において、組織として全く意識されてこなかったということが明確になったということでもあります。この意識の欠如というものは、事業に対する国際的な信用を損なったという観点からも、非常に問題だと思います。

そもそも、アジア太平洋戦争の激戦の状況というものを考えるならば、DNA鑑定が導入される以前から、日本人ではない遺骨が含まれる可能性を十分に考慮しながら、慎重に、この事業を進めるべきだったと思います。それにもかかわらず、それがなされてこなかったということは、十分に反省すべき点だと思います。

比較的日本人であることが特定しやすいとされるロシアにおいても、今回のような状況でありますので、激戦地であった南方では、なおさらのことであり、このことは、いわゆる焼骨の問題を考える上でも重要なポイントになってくると思います。

その意味では、報告書の50ページの上段のほうに、2004年から2009年までの対応について、一定程度理解できる余地もあるとございますが、戦後の遺骨収集事業の歴史というものを踏まえると、このDNA導入の時点、あるいは鑑定人から少しでも疑義が提示された時点で直ちに対応すべきだったと思いますし、まさにこの時点というのが、その後の対応において重要な岐路であったと思います。

先ほど申し上げた連絡会議は、この時に本来なら開くべきではなかったのかと思います。

また、報告書の最後のほうの84ページには、DNA鑑定がなされる以前の遺骨収集が誤っていたと評価されるものではないとありますが、持ち帰ってきた遺骨が日本人であるか否かについての正確性という観点から言うならば、今回浮かび上がってきた問題意識という点から言うならば、むしろ疑念が深まったのではないかという印象を受けました。

第3点としましては、これは手短かに申しますが、日本人ではないということが分かっただけからの対応であります。ロシアは対応が難しいということで、厚労省の中で抱えてしまったということでしたが、この点について、一般論として思いますのは、外交問題になるという理由で抱え込むのではなくて、外交問題であれば、どうして外務省等と協議をしなかったのかということでございます。

この点に関して、外務当局との連携がきちんとなされているのかどうか。遺骨収集推進法ができてから、関係省庁との連携強化ということがうたわれているわけですが、遺骨収集団派遣に関する便宜供与といったルーティン的なやりとりだけではなくて、大きな問題が発生したときに省庁を超えて、すぐに協議、対応ができる体制をつくっておくべきではないかと思います。

報告書からは、そもそもそういう意識を持ち合わせていなかったということがうかがえますので、これは政府全体でも見直しと言いますか、連携の体制というものを構築すべきだろうと思います。

最後になりますが、遺骨収集事業は国民の信頼と理解のもとで進められるべきものです

が、今回の調査結果を受けまして、国民からの信頼回復というのは非常に困難であると言っているのではないかと思います。今後は、業務のあり方自体を全面的に見直し、新しい体制で出直すべきではないかと思います。

また、今回の報告書は、いわば行政の失敗の事例として、今後こうしたことが起きないようにするための戒めとして、広く共有し、長く記憶にとどめるべき内容ではないかなと思います。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

予定した時間を超過しておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

事務のほうは、大丈夫ですか。

それでは、このまましばらく継続させていただきたいと思います。

今、浜井先生からいろいろ御指摘がありました。所見に近いことと、それから質問に近いことがあったと思いますけれども、熊谷先生のほうから何かお答えになるべきところはありますでしょうか。

○熊谷構成員 こちらのほうで幾つか課題と挙げたものに加えて、例えば外務省との連携の話であるとか、新しい視点もいただいていますので、そのあたりも有識者会議からの提言には生かすことができたらいいかなと思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

犬伏先生はいかがでしょう。

○犬伏構成員 特につけ加えるほどのことはございませんし、本当に、熊谷先生には、これだけ詳細に検討していただきましたし、どこにどういう問題があったかということと、将来の課題といったようなことを、かなり網羅的に御指摘いただいているので、これを踏まえてというのが一番重要なことだと思います。

ただ、DNA鑑定人会議の構成委員も、ずっと同じメンバーであったのかとか、つまり、ではないかというレベルの感想を漏らしていたころから、可能性が非常に、日本人である可能性がほぼほぼないと、だんだん時期区分として分かれておられるので、そここのところの鑑定人のメンバーの中で交代とかがあったのか、あるいは、そこの中の情報共有もなかったのか、やはりそここのところの御指摘があるというのが非常に重要なことであったので、そこが、受け取る側が余り精度の高いものではないという受け取り方があったのかもしれないのですけれども、その鑑定人会議のずっと流れの中で、どういう状況であったのかということ。

それから、浜井先生の御指摘もあったように、外交問題、交渉、相手国があるということとを過度に恐れていたのではないか。

やはり、もう少し具体的に、どういうふうに交渉していくかとか、外務省との関係なども十分とりながら、恐れていてやらないというのは、何も進まないのではないかという印象を若干持ったということで、浜井先生の御指摘以上に、多くの御指摘がありましたの

で、私のほうでつけ加えるというか、感想的なことだけ述べさせていただきました。

○戸部座長 ありがとうございます。

熊谷先生、何か。

○熊谷構成員 きょうは、浅村構成員がいらっしゃらないので、DNA鑑定人会議のことを、私から申し上げるのは何なのですけれども、一応鑑定人の方は、長くされている方もいますし、途中で交代があったりということもあります。

それから、時期的なところで指摘のされ方が変わっているのは、やはり鑑定人会議の中でも、いろいろな知見が積み重なっていて、データがいろいろふえることによって、より、これは、日本人のデータではないというようなことを言いやすくなったというのがあって、最初のころは、必ずしも断定的ではないのだけれども、後のほうになってくると、そういったデータベースとの関係で、言いやすくなったということがあって、強目の意見の出し方がされているのかなと思っています。

○戸部座長 ありがとうございます。

浜井先生、もうよろしいですか。

○浜井構成員 はい。

○戸部座長 2人のオブザーバーも来ていただいておりますので、畔上さん、それから竹之下さん、もし、簡単に感想や、御所見がありましたら、お願いしたいと思います。

○畔上氏 日本遺族会の畔上でございます。

今回、この報告書を拝見させていただきまして、改めて大きな問題かなと認識をさせてもらっております。

今まで新聞報道等でもありましたけれども、まさに、さっき浜井構成員が言われたように、国民の理解と信頼がないと、この事業はなかなか推進していけないのかなと思っています。何とか皆さん御努力いただきまして、停滞しないように、この有識者会議のほうで御助言をいただければなと思っています。

また、種々問題点等につきましては、課題が指摘されておりますので、真摯に取り組んでいただきまして、また今後の問題につきましては、有識者会議のほうの下にあります専門技術チーム、そちらのほうの意見を踏まえながら、万全な体制で臨んでいただくように希望したいと思います。

ありがとうございました。

○戸部座長 ありがとうございます。

竹之下さんいかがですか。

○竹之下氏 私のほうからは、特にございません。

○戸部座長 ありがとうございます。

皆さん御承知のように、10月7日の有識者会議におきまして、2つの調査チームから報告が上がってきた段階で、この有識者会議として、厚生労働省に対する意見を取りまとめるということになっております。



したがいまして、本年度末に行われる専門技術チームの報告を受けて、この有識者会議で、改めて、厚生労働省に対する意見といいますか、それを取りまとめる作業といいますか、意見交換に入っていきたいと思います。

それでは、最後に、厚労省側の御意見として、社会・援護局長から何か一言いただけますでしょうか。

○谷内社会・援護局長 本日、熊谷構成員から詳細な調査チームの報告書の説明を受けさせていただきました。

報告書の中には、組織としての問題意識が低い、感度が鈍いといった御意見もいただいております。また、科学的所見への適切な対応ができていない、引き継ぎや情報共有ができていないといった組織の課題についても御指摘いただいております。

また本日、浜井構成員、犬伏構成員からも、さまざまな御意見をいただいているところでございます。

こうした御指摘を真摯に受けとめて、改善に取り組んでいきたいと思っております。

今般の事案の発生を受けまして、直ちに援護担当審議官を長といたします、遺骨収集事業統括チームを設置して、遺骨収集事業全体を管理、統括することといたしました。

また、前回の有識者会議で御報告申し上げましたけれども、DNA鑑定人会議で、日本人でないと指摘された場合の公表の手続を整理しました。そういった対応を行ってきております。

今後、できることは早急に対応したいと考えております。

例えば、今回の報告書の中で御指摘いただきました研修の実施、引き継ぎの徹底など、職員の意識向上に関することにつきましては、できるだけ早く対応していきたいと思っております。

また、今後の遺骨収集のあり方につきましては、今後、有識者会議から御意見をいただけます。また、専門技術チームでも、今年度末に御議論をまとめていただく予定となっております。そういったものを踏まえまして、引き続き検討していきたいと考えております。

10月7日に開催されました有識者会議で、私から申し上げましたように、何よりも遺骨収集事業への信頼を取り戻すことが重要だと考えております。

社会・援護局長以下、援護局組織全体で誠心誠意対応していきたいと思っております。

また報告書で、繰り返しになりますけれども、組織としての課題を指摘していただいております。この後、私から援護局内の幹部職員に対しまして、報告書の御指摘について改めて伝えて、援護局内で意識を共有してきしていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございます。

年度末に報告書が上がってきて、そして、有識者会議としての取りまとめといいますか、意見の取りまとめに入りたいと思いますが、その間に、厚労省側として取られた措置について、また具体的に御説明いただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいた

します。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2、その他でありますけれども、これは資料の2でありましょうか。

事務局から御説明をお願いいたします。

○吉田事業課長 それでは、資料の2につきまして御説明申し上げます。

大変恐縮ですが、事後報告ということになりますけれども、先般、公表しました事実関係につきまして、改めて御報告を申し上げたいと思います。

資料2の参考をお開きいただきたいと思いますが、一番後ろのページでございます。この資料は、先般18日開かれました有識者会議でも、御報告申し上げました内容と同一のものでございまして、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議におきまして、日本人でない遺骨が収容された可能性がある事例が指摘された場合における対応についての基本的な方針を、ここに書いてございまして、9月19日にいわゆる9事例を報告した際に、今後、各埋葬地の担当の鑑定人に確認を依頼し、これまで指摘のなかった埋葬地についても、日本人でない遺骨が収容された可能性が疑われる場合は、DNA鑑定人の場において御指摘をいただくこととし、このお取り扱いに基づきまして、同鑑定人会議におきまして、鑑定人から日本人でない御遺骨が収容された可能性がある事例が御指摘された場合には、事実関係を整理し、相手国に連絡した上で、可能な限り速やかに公表するものとしてございまして。

なお、今後、公表される事例についての、日本人の遺骨であるかの確認については、10月4日公表の進め方に基づきまして、現在、専門技術チームで議論いただいております、日本人である可能性の標準的確認方法により、来年度以降確認をすることとしております。

資料2の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

別添とされた横の一覧表でございますが、今般、先ほど申し上げました基本方針に基づいて、新たに御指摘をいただいた事例について、以下の表に掲げてございまして、これについて、去る12月18日に公表させていただいたものでございます。

上段の説明が今申し上げたところでございますが、とりわけ、この上段の説明書きの下2行のところでございますが、今般公表する事例は、今申し上げました、公表方針に基づきまして、遺骨約1万柱のうちの一部について、鑑定人会議において御指摘をいただいたものでございまして、その確認につきましては、本事例を優先して来年度以降進めたいと考えてございます。

事例の内容をかいつままで御説明申し上げます。

1ページ目が、ロシアの埋葬地で収容された4事例でございます。

収容時期が古いものが一番右の平成17年8月から、最近のものでは、平成30年8月の間に収容作業が行われたものでございます。

共通する内容としましては、いずれも日本への移送の許可書を取得しておりまして、また、埋葬地資料、現地調査で得られた証言などによって、それぞれ日本人埋葬地である蓋然性高いものとして判断し、収容したものでございます。

遺留品など、日本人埋葬地と考える根拠となりますものは、1カ所を除いて、発見されており、一部の遺骨では歯の治療痕など、日本人に見られる特徴が確認されております。

また、一番右の古い時代のものを除きましては、ロシア側または日本側の鑑定人がついていたものでございます。

これにつきましては、去る令和元年12月の鑑定人会議におきまして、いずれも御指摘をいただいたものでございました。

次のページをごらんいただきたいと思います。

ロシアの埋葬地以外に、2カ国の収容場所で収容された御遺骨についての公表でございます。

左2つがミャンマーでの収容事例でございます。

最近のものが、平成29年3月、古いものが平成15年3月でございました。

左のミャンマー⑤につきましては、現地が発行の持出許可書を得ておりますが、ひと柱の検体につきまして、確認をいただきましたところ、日本人ではない可能性を指摘されたものでございます。

また、ミャンマーにつきましては、いずれも現地証言で得られた情報をもとに、日本人である御遺骨の蓋然性が高いということで、収容したものでございます。

なお、29年3月の収容事例につきましては、ミャンマー側の鑑定人が鑑定をし、鑑定書を添付して帰還してございます。

一番右のツバルでの収容事例でございます。

平成26年2月に収容し、これも現地機関発行の持出許可書を得て、ひと柱での検体を収容してございます。

現地で得られた証言、それから一緒に出てまいりました遺留品や周辺情報なども含めまして、日本人である御遺骨の蓋然性が高い、さらには、日本側から同行しました鑑定人が鑑定をした結果として、日本人である可能性が高いとして持ち帰った検体でございますが、結果としましては、日本人でない可能性を御指摘されたものでございました。

以上、7事例につきまして、去る18日に公表させていただきましたので報告を申し上げます。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございます。

確認をさせていただきたいのですが、今回の7事例というのは、これまでの鑑定人会議にはかからなかった御遺骨の検体ということと理解してよろしいでしょうか。

○吉田事業課長 そのとおりでございます。

これまでの鑑定人会議では、はかられていないもので、参考資料の後ろから2枚目の図をごらんいただきたいと思います。

一番左側からごらんいただきますと、DNA鑑定のための検体を収容することとなりました平成11年以降、全体で4万3,000余りの御遺骨を収容してまいりました。

うち、検体が採取できましたものが、1万1,600余りの御遺骨でございます。

既にDNA鑑定人会議で身元特定のために鑑定が行われたものが、うち8,200柱余りでございます。

そのうち、DNA鑑定人会議におきまして御指摘をいただいたものが、先に公表しました、いわゆる9事例、597柱に相当するものでございました。

また、そのうち1,160、一番右の上段は、日本人の御遺族との間で親族関係を確認し、返還をされております。

今回の対象となりましたのが、1つは、既にDNA鑑定人会議で身元特定のための鑑定が行われたもののうち、結果としましては、身元特定に至らなかった、一番右の一番下段の6,400余りの一部が、ロシアの3事例とツバルの1事例に該当するものでございます。

一方、検体は採取しましたが、まだ、DNA鑑定人会議にはかかれていないもので、今後、予定されるものの3,400のうちの一部が、ロシアの1事例と、ミャンマーの2事例となっておりまして、さらに、先ほど、調査結果として公表いただきましたフィリピンの10検体についても、これらに含まれるものでございます。

今、戸部先生の御指摘にありましたものは、いずれも鑑定人会議では御指摘がなかったというのですが、鑑定人の先生方に、何か気になる事例はありませんでしょうかと、お尋ねをし、改めて、お手元のデータを確認いただいたところ、今般の7事例の各報告に至ったという状況でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

今の御説明について、何か御質問は、おありでしょうか。

浜井先生、いかがですか。

○浜井構成員 今の全体像という図に関して一点あります。鑑定技術チームのほうで協議されているのかもしれませんが、DNA鑑定人会議で鑑定が行われたもので、身元特定に至らなかった柱数が6,480あるという点に関してこちらの柱数全てについて、日本人であるかどうかということの再鑑定ということを行うという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○吉田事業課長 先ほど説明いたしました、今、専門技術チームで、日本人であるかの標準的な確認方法について御議論をいただいております、年度末までに一定の方向性といえましょうか、その標準的な方法についてお示しをいただけるものと考えておいて、その方法に基づきまして、今、御指摘のありました6,480柱、それから左の3,405と表示されています御遺骨、合わせて約1万柱でございますが、これについては、全て確認をしていくという方向でございます。

とりわけ、今般、指摘をいただきまして7事例は、先駆けて日本人でない可能性が御指摘いただきましたので、その中でも優先的に確認していきたいと考えてございます。

○戸部座長 よろしいですか。

どうぞ。

○浜井構成員 非常に数が多いという印象でして、新たに収容される御遺骨がある中で、

鑑定には、これからさらに時間がかかるのではないかとということが懸念されます。今後どのように、ある程度のスピードアップを図りながら進められていくのかということについては、また、その都度確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

熊谷先生、犬伏先生のほうから御質問は、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、予定された議題はこれで終わりですけれども、全体について何か御意見あるいは御質問がありましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

私から1つ、前々回のこの会議で、タラワだったでしょうか、検体をアメリカ側からいただいているものがあると聞いたのですけれども、そのときに、韓国にもアメリカが提供していると聞いているというお話がありました。それは確認されましたか。

○泉援護企画課長 はい、アメリカから韓国に対しても検体が提供なされているということでございます。

○戸部座長 それで、韓国側の対応については、まだよくわからないということですか。

○泉援護企画課長 韓国側の対応については、私どもとして説明する立場にはないので、この場では控えさせていただきたいと思いますが、アメリカと韓国の間で、しかるべく対応がなされているものと認識しております。

○戸部座長 ありがとうございます。

そのほか、何か、御質問はおありでしょうか。

どうぞ。

○浜井構成員 今回の報告を踏まえまして、有識者会議のほうでも、また報告といたしますか、提言というものをまとめていくことになるかと思うのですが、今回このようなさまざまな問題点が指摘されたということで、厚生労働省の中での責任の問題というのは、どうとられていくのかということが非常に気になるところであります。今回の報告書を受けて何か省内で処分でありますとか、そういった措置をとられる予定であるのかどうかということについて確認をさせていただきたいと思います。

○戸部座長 いかがですか。

○佐藤企画官 今回の調査チームの報告書を踏まえまして、処分としてどのようなものが必要かどうかも含めて、改めて厚生労働省としての調査をさせていただいて、処分の検討をさせていただくということになるかと思っております。

○戸部座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、きょうは、これで議事を終わりたいと思いますが、予定された議事を30分延長しておりますので、よく考えますと、次回、年度末に報告をいただくときには、2つの班の報告をいただくことになっていきますので、当初の予定の時間で果たして十分かどうか、

事務のほうで、もう一度御検討いただけますか。日取りまでは、なかなか変えられないと思いますけれども、時間の設定の変更が可能であれば、それを御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

きょうは、長時間御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、事務のほうから、報告か何かをよろしく願いいたします。

○橋口課長補佐 座長や皆様方の御意見を踏まえて、進めさせていただきたいと思います。

次回の開催時期につきましては、再度また別途御相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

それでは、これで散会したいと思います。ありがとうございました。